

# 協働事業計画に係る承認規程

## 実務用Q & A

(令和2年1月21日現在)

## 【1. 全体】

(問1) 協働事業計画の策定を求める理由いかな。

(答)

- 1 農業者の減少等の生産構造の急速な変化や国際環境の変化の中でも、需給ギャップの拡大が懸念される品目等の安定供給や、今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応していくためには、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む新たな生産事業の形成を促進していくことが重要である。
- 2 このため、先駆的な生産事業に係る協働事業計画を承認することにより、多様な取組を後押しするものとする

(問2) 協働事業計画を申請するにあたり、3つの機能を1者で具備している場合は、1者で申請できるのか。

(答)

- 1 1者での申請はできない。
- 2 申請にあっては、1拠点事業者及び1連携者以上での申請となる。

(問3) 協働事業計画を申請するにあたり、補助事業を活用予定の拠点事業者及び連携者のみを位置付ければ良いのか。

(答)

- 1 協働事業計画には、補助事業の活用の有無に関わらず、到達目標のために連携する拠点事業者及び連携者を位置付けていただきたい。
- 2 また、協働事業計画に記載する取組については、国庫事業のみならず、県単事業等の他事業も含めて記載していただきたい。

## 【2. 計画の内容】

(問4) 拠点事業者が3つの機能を具備する必要性いかな。

(答)

- 1 農業者の減少等の生産構造の急速な変化や国際環境の変化の中でも、需給ギャップ

の拡大が懸念される品目等の安定供給や、今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応していくためには、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働して、安定供給や生産の安定化・効率化が重要である。。

- 2 このため、①生産安定・効率化機能、②供給調整機能、③実需者ニーズ対応機能の3つの機能を持つ拠点事業者が協働して、安定的な生産・供給を実現することを重視したものである。

(問5) 拠点事業者と連携者の違いは何か。

(答)

- 1 拠点事業者とは、生産構造等の変化の下での安定供給や新市場の獲得等に向けた一定の到達目標の実現を目的に3つの機能の具備・強化に取り組む、核となる事業者等である。
- 2 一方、連携者とは、拠点事業者とともに目標に向けて協働・連携する農業者・産地等である。

(問6) 拠点事業者が2つの機能しか具備してなく、連携者が残りの1つの機能を補完できる場合、協働事業計画を申請できるのか。

(答)

- 1 拠点事業者は、3つの機能の具備・強化に取り組む必要がある。
- 2 1者で3つの機能を満たさない場合は、複数者で拠点事業者を構成して補完することはできる。

(問7) 協働事業計画の取組内容は、1主体が1つの取組をすることでもよいか。

(答)

- 1 3つの機能の具備・強化に取り組む拠点事業者のうち、到達目標に必要な取組が1つであれば、1つの取組のみでも計画を作成することは可能である。

(問8) 協働事業計画の期間は、3ヶ年の計画を立てる必要があるのか。

(答)

- 1 計画期間は1年でもよい。この場合の到達目標年度は、その翌々年度となる。(ただし、問23は除く)

(問9) 第3の4「承認基準」の到達目標に記載してある「計画に係る供給調整機能を有する施設における・・・」について、供給調整機能を有する施設とは、事業で整備する予定の施設に限られるのか。既存施設の活用も可能か。

(答)

- 1 供給調整機能を有する施設には、既に機能を有している既存施設やレンタルやリースによる施設も考えられる。

(問10) 承認基準の到達目標について、新たに輸出や加工業務用を検討する場合は対象外なのか(どのように目標を設定するのか)(第3の4の(2)関係)

(答)

- 1 到達目標については、現状輸出に取り組んでいなくても輸出や加工業務用の目標を設定することは可能である。
- 2 設定に当たっては、現状を0にしていただき、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加する目標を設定いただきたい。

(問11) 承認基準の到達目標について、既に加工・業務用に100%取り組んでいる施設を増強する場合等も可能なのか(どのように目標を設定するのか)(第3の4の(2)関係)

(答)

- 1 現状値は現在の総出荷量に対する加工・業務用向け割合から、目標値は取組後の総出荷量に対する加工・業務用向け割合から算定することが基本である。
- 1 一方、既に、加工・業務用に100%取り組んでいる場合は、これ以上施設を拡大するか規模拡大をせずに処理能力を向上するかで、目標を設定することは可能である。
- 2 例えば、既に1000 tの加工・業務用に100%取り組んでいる場合は、新たに250 t増加させることで、現状1000 t / 1250 t = 80% ⇒ 目標 1250 t / 1250 t = 100%で20ポイント増となる目標を設定することができる。

(問12) 協働事業計画を作成するにあたり、県域を超えたエリア設定にしないといけないのか。

(答)

- 1 協働事業計画にあたり、エリアの設定に制限はない。
- 2 ただし、協働事業計画の審査基準において供給調整機能を発揮しうるだけの事業規模は評価の視点のひとつとなる。

(問13) 関係する地方公共団体の連携とはどのようなものか。

(答)

- 1 申請にあたり、拠点事業者や連携者に地方公共団体を必ずしも位置付ける必要はない。
- 2 しかしながら、計画に係る施設整備地、生産活動地域等のうち主たる地域の地方公共団体とは、どのような取組内容を検討しているか事前に相談の上、指導・助言等に関する連携関係を有していること（見込みを含む）を重要と考えている。

### 【3. 計画承認の手続き】

(問14) 「申請者は供給調整機能を有する施設を備える」としているが、この要件が必要な理由いかん。

(答)

- 1 生産の変動と需要とをマッチさせるための加工貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等を有している拠点事業者が核となって、安定的な生産・供給を実現しようとする新たな生産事業体の育成を考えているため。

(問15) 申請先は本社又は施設の所在地を管轄する農政局とあるが、仮に本社が東京都で施設が北海道にある場合、どちらに申請するのか。

(答)

- 1 申請先に当たっては、事業の交付申請を行う農政局を選択いただきたい。
- 2 例えば、北海道に施設を建設予定で交付申請を北海道で行う予定であれば、北海道農政事務所となる。

(問16) 「4 承認基準」に記載の対象品目とは何か。また特定の品目に限定されるのか。

(答)

- 1 協働事業計画に対する支援事業である産地生産基盤パワーアップ事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金では、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産物を対象としている。

(問17) 到達目標の総出荷額の出荷とはどこを起点とするのか。また連携外の産地から荷を受け入れる場合、出荷の定義はどこになるのか(③か、または①か)

(イメージ)

連携産地①→ 供給調整機能を有する施設③→ 実需者(輸出事業者)  
連携外産地②↑

(答)

- 1 総出荷額は、③の供給調整機能を有する施設の額で算出しているところ。

(問18) 承認された計画の変更について「ウ」で「連携者が実施する施設整備計画の変更」とあるが、国の補助事業を活用する場合について、推進事業を活用する場合も該当するのか。(第3の3の(3)関係)

(答)

- 1 協働事業計画に位置付けられた施設整備計画の変更の場合は、第3の3承認手続きに基づいて実施されたい。
- 2 補助事業の変更については、各事業の手続きに基づいて実施されたい。

(問19) 協働事業計画で取組内容を変更することは可能か。

(答)

- 1 到達目標の達成を阻害しない範囲で取組内容を変更することは可能である。
- 2 変更した取組内容に事業を活用する場合にあっては、変更した協働事業計画書を添付されたい。
- 3 なお、承認規程の第3の3(3)の(ア)から(ウ)については、事業申請前に所定の手続きをもって協働事業計画書を変更する必要がある。

#### 【4. 計画の進捗管理】

(問20) 計画未達成の場合はペナルティが科せられるのか。

(答)

- 1 計画の進捗管理にあっては、目標年度までに実施状況を報告いただき、進捗状況が芳しくなく到達目標の達成が困難と判断した場合は、生産局長から必要な助言を行う。
- 2 また、評価時において目標が未達成の場合は、生産局長は、承認事業者に対し必要な助言を行っていくこととする。

## 【5. 計画の評価】

(問21) 承認された協働事業計画の公表範囲はどこまでか。

(答)

- 1 公表範囲は、協働事業計画申請者、取組概要（例：「業務用野菜の冷凍加工拠点の新設を核とした取組」等）を考えている。

## 【6. その他】

(問22) 第6の1の「産地生産基盤パワーアップ事業」と2の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の2つに応募することは可能か。

(答)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業に応募するためには、第3の4の(2)の到達目標のうち②「総出荷額に占める輸出向け・・・」又は③「総出荷量に占める加工・業務用向け・・・」の到達目標を設定していただくこととなる。
- 2 一方、強い農業・担い手づくり総合支援交付金に応募するためには、第3の4の(2)の到達目標のうち①「計画に係る供給調整機能・・・」の到達目標を設定していただくこととなる。
- 3 なお、事業申請する場合にあっては、2つの事業要件を満たすことができれば、応募することは可能であるが、活用にあつては、どちらか一つの事業となる。

(問23) 第3の2の(5)において計画に係る取組期間は3年以内とあるが、補正事業の「端境期等に対応した出荷体制の整備」の取組は3年間継続しなくても構わないのか。

(答)

- 1 「端境期等に対応した出荷体制の整備」は3年間継続した取組が必要となるため、補正事業において本取組を行うに当たっては、3年間の協働事業計画が必要となる。

(問24) 第6の3の「端境期等対策産地育成事業」は、協働事業計画の承認を受けていないと事業を活用できないのか。

(答)

- 1 協働事業計画の承認を受けていない場合も事業を活用することはできる。  
なお、「端境期等対策産地育成事業」に申請する取組主体が、当初事業の協働事業計画の連携者である場合は、優先採択ポイントが加算される仕組みを考えている。

(問25) 連携者であっても第6の支援を受けることは可能か。

(答)

- 1 連携者は、補正予算にあつては、「産地生産基盤パワーアップ事業（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）」を活用できる。
- 2 一方、当初予算にあつては、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（新たな生産事業モデル）」を活用することはできないが、「端境期等対策産地育成事業」を活用できる。

(問26) 協働事業計画に取組内容を位置付けられると、3ヶ年の計画期間中の事業は確実に採択されるのか。

(答)

- 1 協働事業計画に位置付けた取組は、毎年度必要に応じて事業申請していただき、審査の結果、予算の範囲内で採択されることになる。